

訪問（介護予防訪問）リハビリテーション サービス利用案内 （重要事項説明書）

《訪問（介護予防訪問）リハビリテーションサービス利用の案内にあたって》

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている介護老人保健施設リンク樫原が行います訪問（介護予防訪問）リハビリテーションサービス（以下「訪問リハビリテーション」といいます。）について、利用される前に知っておいて頂きたい重要事項を説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

介護老人保健施設リンク樫原のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 リンク 樫原
- ・開設年月日 平成 11 年 11 月 15 日
- ・所在地 奈良県樫原市雲梯町 28 番地
- ・電話番号 0744-21-3737 ・ファックス番号 0744-21-3733
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2951280201 号)

(2) 訪問リハビリテーション（介護予防）の目的と運営方針

要介護・要支援の状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とします。

[介護老人保健施設リンク樫原の運営方針]

ご利用いただく方の自立支援と家庭復帰を目標に、日々誠実なりハビリテーション、医療、看護、介護サービスの提供に努めます。

- ・利用者の視点に立った安心、安全、快適な日常生活を支援します。
- ・個々人の尊厳を守り、その人らしい活力ある生活支援に努めます。
- ・地域社会との連携、協調、ネットワーク化を図り、住み良い、明るく元気な地域社会環境づくりに努めます。

(3) 訪問リハビリテーション（介護予防）の職員体制

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている遵守すべき事項において指揮命令を行います。	1 名
医師	利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。	1 名
支援相談員	利用者の生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。	1 名
理学療法士等	リハビリテーションプログラムを作成し、運動療法、日常生活動作訓練、物理的療法等の訓練を実施するほか療養指導を行います。	5 名

2. サービス内容

- ① 訪問リハビリテーション（介護予防）計画の立案
- ② バイタルサインの測定
- ③ 機能訓練（リハビリテーション）

④ 生活環境評価・相談援助サービス（家族指導）

⑤ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 緊急時の連絡先

サービス提供中に緊急の事態が発生した場合には、「契約書」のご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. サービス提供時間

月曜から土曜日まで（年末年始を除く）

9時から17時まで

5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

6. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	施設長 宮原 亜希
-------------	-----------

（2）成年後見制度の利用を支援します。

（3）虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。

（4）虐待防止を啓発・普及するための職員研修を実施しています。

（5）職員が業務にあたっての悩みや苦労等を相談できる体制及び利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

7. 職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

ア) 身体的暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為

例：コップを投げつける。たたく。唾を吐く。

イ) 精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。

ウ) セクシャルハラスメント・・・意に沿わない性的誘い掛け、好意的な態度の要求等、性的嫌がらせ行為

例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

8. 業務継続計画の策定等について

（1）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護老人保健のサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（2）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

（3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

《当事業所の苦情相談窓口》

・窓口：介護老人保健施設リンク樫原 支援相談員

・担当：三砂 穰

TEL 0744 (21) 3737

FAX 0744 (21) 3733

受付時間 午前9時30分～午後5時30分

《介護保険の苦情や相談に関しては、他に下記の窓口があります。》

・樫原市役所 介護保険担当窓口

TEL 0744 (22) 4001

受付時間 午前9時～午後5時

・奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情処理窓口

TEL 0744 (29) 8326

10. 事故発生時の対応

当施設では、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていきます。

11. 記録

- ・当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録をサービス提供の日から5年間は保管します。
- ・当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、連帯保証人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

12. 秘密の保持及び個人情報の保護

- ①当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は連帯保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙「個人情報の利用目的」のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として下記の内容については、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、当施設は、利用者及び連帯保証人から、予め同意を得た上で情報提供を行うこととします。
- ・介護保険サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - ・居宅介護支援事業所（地域包括支援センター[介護予防支援事業所]）等との連携。
 - ・利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - ・利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等。
 - ・生命・身体の保護のため必要な場合。（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等。）
 - ・介護保険サービスの質の向上のための学会、研修会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ②上記①に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

13. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

訪問リハビリテーション（介護予防）について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーション（介護予防）についての概要

要介護・要支援の状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、立案された居宅介護サービス計画に基づき、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ります。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士などの協議によって、訪問リハビリテーション（介護予防）計画が作成されます。その計画には、利用者・ご家族の希望を十分に取り入れて作成し、内容については利用者・ご家族の同意をいただくようになります。

3. 利用料金

（1）基本料金

1 指定訪問リハビリテーション（要介護1～5）

内 容		自己負担額（1割）
訪問リハビリテーション費（1回につき）		308 円
訪問リハサービス提供体制強化加算Ⅰ（1回につき）		6 円
訪問リハサービス提供体制強化加算Ⅱ（1回につき）		3 円
訪問リハ 短期集中リハビリテ ーション実施加算	退院・退所日又は新たに要介護認定を受け た日から3月以内（1回につき）	200 円
訪問リハ認知症 短期集中リハビリテ ーション実施加算	退院・退所日又は訪問開始日から3月以内 （1回につき）	240 円
訪問リハビリテーションマネジメント加算 イ（月額）		180 円
訪問リハビリテーションマネジメント加算 ロ（月額）		213 円
事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合		270 円
訪問リハビリテーション口腔連携強化加算（月額）		50 円
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行 わなかった場合（1回につき）		-50 円
訪問リハ高齢者虐待防止未実施減算（1回につき）		-3 円
訪問リハ退院時共同指導加算（退院時1回）		600 円
訪問リハ移行支援加算（日額）		17 円

※上記の料金は、地域区分による1単位当たりの単価の見直しにより、1円を1.017円で再計算した金額を請求させていただきます。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション（要支援1・2）

内 容		自己負担額（1割）
予防訪問リハビリテーション費（1回につき）		298 円
予防訪問リハサービス提供体制強化加算Ⅰ（1回につき）		6 円
予防訪問リハサービス提供体制強化加算Ⅱ（1回につき）		3 円
予防訪問リハ 短期集中リハビリテ ーション実施加算	退院・退所日又は新たに要支援認定を受け た日から3月以内（1日につき）	200 円
予防訪問リハ12月超減算（1回につき）		-30 円
予防訪問リハ高齢者虐待防止未実施減算（1回につき）		-3 円
予防訪問リハ口腔連携強化加算（月額）		50 円
予防訪問リハ退院時共同指導加算（退院時1回）		600 円
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行 わなかった場合（1回につき）		-50 円

※上記の料金は、地域区分による1単位当たりの単価の見直しにより、1円を1.017円で再計算した金額を請求させていただきます。

- 事業実施地域外（中山間地域等）への訪問リハビリテーション（介護予防）の提供
所定単位数×5%を加算（該当地域に居住されている場合はご説明いたします。）

（2）その他の料金

- 次項の通常の実施地域を越えて訪問リハビリテーション（介護予防）を提供した場合の交通費
- ①公共の交通機関を使用した場合・・・実額
 - ②自動車を利用した場合・・・・・・・・1kmにつき50円

（3）通常の事業の実施地域

奈良県橿原市・大和高田市・田原本町・高取町・明日香村の区域

（4）支払方法

- ・当月分の請求書は月末締めにて発行します。翌月の10日以降の利用日に請求書をお渡ししますので現金でお支払ください。
- お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

個人情報の利用目的

社会福祉法人聖寿会 介護老人保健施設リンク樫原では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部等での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 一入退所等の管理
 - 一会計・経理
 - 一事故等の報告
 - 一当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業所等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 一利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 一他の医療機関、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーションとの連携
 - 一他の医療機関等からの照会への回答
 - 一利用者の診療等に当たり外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 一検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 一事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者へのその結果通知
 - 一家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 一保険事務の委託
 - 一審査支払機関へのレセプトの提出
 - 一審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設内部と広報に係る利用目的〕

- ・当施設の管理業務のうち
 - 一医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 一当施設において行なわれる学生の実習への協力
 - 一当施設において行なわれる事例研究
 - 一行事、レクリエーション、記念日等での利用者の写真を施設内に掲示、広報誌への掲載、施設ホームページへの掲載

〔他の事業所等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 一外部監査機関への情報提供

※上記のうち、同意できない事項がある場合には、その旨お申し出ください。お申し出が無ければ、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。お申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることが可能です。

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設リンク樫原のサービス内容及び重要事項を説明致しました。

年 月 日

社会福祉法人聖寿会

介護老人保健施設リンク樫原

施設長 宮原 亜希

説明者 職名

氏名

介護老人保健施設リンク樫原利用及びサービス提供に伴う

利用者負担にかかる重要事項説明同意書

介護老人保健施設リンク樫原を利用するにあたり、訪問リハビリテーション（介護予防）サービス利用案内（重要事項説明書）を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、十分理解した上で同意し、また、施設サービスを利用するに際して、施設の定める料金を支払うことに同意します。

年 月 日

<利用者>

氏 名

印

住 所

<連帯保証人>

氏 名

印

住 所